

ボレスワフ・フロブリにおける「聖」と「俗」

——『匿名のガル年代記』から『マギステル・ヴィンセンティのポーランド年代記』へ——

荒 木 勝

第一章 『匿名のガル年代記』のボレスワフ像

第二章 『マギステル・ヴィンセンティのポーランド年代記』におけるボレスワフ像

第一章 『匿名のガル年代記』のボレスワフ像

ポーランド最古の年代記『匿名のガル年代記』*Galli Anonymi Chronicon* の基本的テーマが、ピャスト朝の権威と正統性を強調するところにあったことはすでに紹介したところであるが、⁽¹⁾とりわけこの年代記の力点は、殊に三代にわたるボレスワフ Bolesław (フロブリ Chrobry シチョドリ Szczodry クシヴウスティ Krzywousty) の輝かしい功績を描くことによって、ポーランドの対外的「独立」と優位性を高唱するところにあった。しかしながら、西欧の辺境に位置するポーランドが自らの「独立」、優位性を対外的に主張しようとする時、少なくとも西欧において普遍的権威とされていたキリスト教的世界に自らを位置づけねばならなかったはずである。しかしながらその結果、

すでに西欧において鋭く問われていた聖権と俗権をめぐる対立・抗争をポーランド自らの内部に抱え込むこととなった。十二世紀初頭に書かれた『匿名のガル年代記』と、十二・十三世紀の交に書かれた『マギステル・ヴィンセンティのポーランド年代記』*Magistri Vincentii Chronicon Polonorum* (以下単に『ヴィンセンティの年代記』と略記)とは、その点についてのポーランドの対応を窺わせる重要な基本資料である。

本稿は、ピャスト朝の歴代君主の中でもポーランドの勢力を最も輝かしいものにしたと評価されているボレスワフ・フロブリに関する両年代記の叙述を検討することによって、聖権と俗権に因するポーランドの対応のあり方を描いてみようとするものである。

『匿名のガル年代記』はその第一巻の第六章、第七章、第八章、第九章をボレスワフ・フロブリの記述にあてている。今、本稿の視点に係る箇所を挙げてみると次のようである。

第一巻第六章

「それゆえ、ポーランドの最初の君公メスコは、敬虔な妻によって洗礼の恩寵を得た。⁽¹⁾そして彼は十分すぎる程の名譽と栄光に達する。なぜならば、彼の時代に、彼によって天から朝の光がポーランド王国に訪れたからである。⁽²⁾すなわち、神によって祝福された女から栄光に輝くボレスワフを得たからである。⁽³⁾ボレスワフは、父の死後、勇敢に王国を治め、神の寵愛を受けて徳と力を増し加え、こう言ってよければ、⁽⁴⁾自分の中庸の徳で全ポーランドを黄金のように輝く国にしたのである。しかしながら、⁽⁵⁾誰が正しく彼の勇気ある行為、開闢する諸国民と交えた戦争について語ることができようか。⁽⁶⁾ましてそれを文字にして後世に伝えることができようか。モラヴィアとボヘミアを征服し、他方でプラハにおいて君公の座を占領し、⁽⁷⁾それを自分の代官に委ねたのは他ならぬボレスワフではなかったか。戦において幾度もハンガリア人を打ち倒し、⁽⁸⁾彼らの国のすべてをドナウ川まで自分の支配下に置いたのは、他ならぬボレスワフではなかったか。⁽⁹⁾他方でボレスワフは、反抗するサクソニア人を大いなる力で鎮圧し、彼らの土

地の中央、ザール川の川辺に鉄柱を打ち込み、ポーランドの国の境を定めた。⁽¹⁰⁾ ボレスワフが足下に踏み敷いたことが明らかな異教の諸国民に対する彼の勝利、凱旋を声に出して一つ一つ挙げ連ねていくことは必要なことであろうか。⁽¹²⁾ というのは、彼こそセレンチアを、ボメラニアを、プルシアを、彼らが異教を信じて反抗した時には粉碎し、⁽¹³⁾ あるいは改宗した時にはその信仰を強め、その地に、法王の了解のもとに、否、法王がボレスワフを通して大きな教会を建て、司教座を設けたのである」⁽¹⁴⁾。

“Primus ergo Polonorum dux Mescho per fidelem uxorem ad baptismi gratiam pervenit, cui ad laudem et gloriam satis habundanter sufficit, quod suo tempore et per eum oriens ex alto regnum Poloniae visitavit. De hac namque benedicta femina gloriosum Boleslavum generavit, qui post ipsius obitum regnum viriliter gubernavit, et in tantam Deo favente virtutem et potentiam excrevit, quod, ut sic eloquar, sua probitate totam Poloniam deauravit. Quis enim eius gesta fortia vel certamina contra populos circumquaque commissa digne valeat enarrare, nedum etiam scriptis memorialibus commendare? Nunquid non ipse Moraviam et Bohemiam subiugavit,⁽⁴⁾ et in Praga ducalem sedem obtinuit, suisque eam suffraganeis deputavit? Nunquid non ipse Hungaros frequentius in certamine superavit, totamque terram eorum usque Danubium suo dominio mancipavit? Indomitos vero tanta virtute Saxones edomuit, qui in flumine Salae in medio terrae eorum meta ferrea fines Poloniae terminavit.⁽⁸⁾ Quid ergo est necesse victorias et triumphos de gentibus incredulis nominatim recitare, quas est constans eum quasi sub pedibus conculcasse? Ipse namque Selenciam, Pomoraniam et Prusiam usque adeo vel in perfidia resistentes contrivit vel conversas in fide solidavit, quod ecclesias ibi multas et episcopos per apostolicum, ymmo⁽¹¹⁾ ⁽¹²⁾

apostolicus per eum ordinavit.” (MGH SS. t. 9. wyd. R. Koepke, s. 428).^{*}
(18)

* 以下に述べるこの年代記の基本的な注釈書は次のとおりである。

- ① R・グロデツキ『匿名のガルのポーランド年代記』R. Grodecki, *Anonim tzw. Gall, Kronika polska*, Kraków 1923.
- ② K・マレチンスキ『匿名のガルの年代記』すなわちポーランドの君主諸公の歴史』K. Maleczyński, *Anonima tzw. Gallia kronika czyli dzieje księzi i władców polskich*, Kraków 1952.
- ③ T・グルジンスキ『ガルの年代記に関する研究から』T. Grudziński, “Ze studiów nad Kroniką Galla.” : *Zapiski Towarzystwa Naukowego w Toruniu*. (1) XVIII, zes. 3-4 (1952), s. 69-113. ; (2) XX, zes. 1-4 (1955), s. 29-100. ; (3) XXIII, zes. 1-3 (1958), s. 7-58.
- ④ M・プレジニア『匿名のガルのポーランド年代記』M. Plezia, *Anonim tzw. Gall, Kronika polska*, Kraków 1974.

(1) 『ヴィンセンティの年代記』第三卷第八章の末尾の文章は、ほぼこの箇所と同じ表現を用いている。「かくしてポーランドの最初の王メスコは洗礼の恩寵を受け入れた」“Primus itaque Polonorum rex Mescio gratiam baptismi suscepit.” (MPH. t. 2. s. 276)。ただし相違している一点がある。『匿名のガルの年代記』においては、メスコは公duxと呼ばれているのに対し、ヴィンセンティにおいては、王rexと呼ばれている。この差異は両年代記の性格全体を規定しているように思われる。

(2) マレチンスキもプレジニアもこの箇所の典拠として『新約聖書』ルカ伝、第一章七八節を挙げている。「これ我らの神の深き憐愍によるなり。この憐愍によりて、朝の光、上より臨み」“per viscera misericordiae Dei nostri in quibus visitavit nos oriens ex alto”⁽²⁾ 年代記者は、この箇所でも特徴的な表現「朝の光」“oriens” という語を用いているけれども、これは『聖書』の中ではメシアの到来を指す言葉である。すなわち年代記者は、ボレスワフの誕生をポーランドにとっては、メシアに比すべき意義を持った出来事として紹介

しているように思われる。⁽³⁾ そもそもルカ伝のこの箇所は、いわゆる「ザカリヤの賛美」と呼ばれる詩の一部分にあり、古くから『ウルガータ聖書』においては、その詩の冒頭の語を取って、「ベネディクトゥス」「Benedictus」と呼ばれ、マリアの讃歌「マグニフィカート」と対比されてきたものである。拙稿「ピラスト伝説に関する一考察」で述べたように、年代記者がピラストの権威の神的起源を強調した時、このルカ伝の「マグニフィカート」の文言を利用したとすれば、ここでボレスワフの権威の神聖性を力説しようとした時、やはりルカ伝の「ベネディクトゥス」に依ったと考えることは十分ありうる事柄であろう。

(3) ボレスワフ・フロブリは、O・バルゼル Balzer によれば、九六七年、Z・ザージェフスキ Zakrzewski によれば九六六年に生まれている。⁽⁴⁾ ボレスワフは九九二年にミェシコの後を継いで公 dux の位に就き、一〇二五年に王 rex の地位に即く。しかしながら数年後に没する。

(4) マレチンスキも指摘しているようにこの箇所は十三世紀中葉に書かれた『聖スタニスワフ小伝』 *Vita Minor Sancti Stanislai* の文章と酷似している。この点に注目して、聖スタニスワフの列聖への過程で作成されたこの『小伝』は、『匿名のガル年代記』を一つの素材として作成されたものであるという説が立てられた。『聖スタニスワフ小伝』における類似の文章を掲げると以下のようである。⁽⁵⁾ “Regnum autem non solum viriliter gubernavit, sed et sua probitate Poloniam deauravit.” (1) で述べたことも考えあわせると、『匿名のガル年代記』は、ポーランドの諸年代記、諸聖人伝等の作成上の源泉の位置を占めるべきものである。

(5) マレチンスキはこの箇所の典拠として、サルスティウスの『ユゲルタ戦記』 *Bellum Jugurthinum* 八五―二一を挙げている。⁽⁶⁾ 「彼らの勇気ある行為を想起することによって」 “eorum fortia facta memorando.”

(6) マレチンスキはこの箇所の典拠として、カステルスのアダムス Adamus de Castello による『カメラセンスの司教オドの生涯』 *Vita Odonis episc. Cameracensis* の一文章を挙げている。「彼が持っていた諸々の徳を

誰かが語ることができるであろうか。」“quis autem virtutes, quas possederat, digne valeat enumerare.”⁽⁷⁾

- (7) ザグジェフスキによれば、このボヘミア・モラヴィアの征服は一〇〇二〜一〇〇四年に遂行された。⁽⁸⁾このボヘミア・モラヴィア出征については、ドイツ側の資料『ティトマールの年代記』*Thietmari Chronicon* 第五卷第三十章の記述は『匿名のガル年代記』の描くボレスワフ像とは対極的な像を提出している。ティトマールはボレスワフに対して概して厳しい評価を下しているけれども、この事件についても、ボレスワフが奸計を用いて時のチェコ公ボレスワフ・ルーディ *Boleslaw Rudy* を盲にしたことを挙げ、ボレスワフを野心に満ちた傲慢な暴君であると非難している。⁽⁹⁾

- (8) ボレスワフのハンガリア占領とドナウ川までの領土拡張については、『ポーランド歴史資料集』に『匿名のガル年代記』の校訂版を掲載した A・ビエロフスキ *Bielowski* は、『ハンガリア・ポーランド年代記』*Cronica Ungarorum iuncta et mixta cumronicis Polonorum* の叙述にその根拠を求めている。「ポーランドの国境は、ドナウ川河畔、ストリゴニェンの町と境を接している。次いで、アグリエンスに到り、ティシアと呼ばれる川に達し、ケプラと呼ばれる川に沿って向きを変え、ガリア人の町に到る。その地においてハンガリア人、ルテニ人、ポーランド人の国境が接していた」。“Termini Polonorum ad litus Danubii ad civitatem Strigoniensem terminalantur. Dein in Agriensem civitatem ibant, deum in fluvium qui Tisia nominatur, cedentes, regyabant iuxta fluvium qui Cepla nuncupatur, usque ad castrum Galis, ibique inter Ungaros, Ruthenos et Polonos finem dabant.”⁽¹⁰⁾しかしながら、グルジンスキは、この『ハンガリア・ポーランド年代記』の記述自体に批判的検討がなされるべきだとしている。⁽¹¹⁾マレチンスキは、スロバキアと呼ばれている、カルパチア山脈を越えた地域までポーランドの領土に加えられたとみている。

- (9) 「反抗するサクソニア人」という表現については、『聖スタニスワフ小伝』にも『ヴィンセンティの年代記』

にも同様の表現が見られる。まず『小伝』においては、「大いなる力によって反抗するサクソニア人を征服した」⁽¹²⁾ “Ipse Saxones indomitos manu potenti edomuit.” ヴィンセンティにおいては、「反抗するサクソニア人いたるまで征服した」⁽¹³⁾ “Saxones indomitos adeo indomuit.” この箇所からも『匿名のガル年代記』↓『ヴィンセンティの年代記』↓『聖スタニスワフ伝』にいたる継承関係が推定されている。

⑩ 十四世紀の前半、カジミエシ大王 Kazimierz Wielki の時代に編集された、いわゆるマウオ・ボルスキ年報類 *roczniki malopolskie* のうち『トラスキ年報』 *Rocznik Traski*、『マウオ・ボルスキ年報』 *Rocznik malopolski* また同じく十四世紀初頭に編集された『クラコフ年報』 *Rocznik krakowski* にも、ほぼ同様の叙述が残されている。もちろん『ヴィンセンティの年代記』、『聖スタニスワフ小伝』も同様に『匿名のガル年代記』の叙述を踏襲している。「フロブリと呼ばれるボレスワフ・マグヌスは九六七年に生まれた。ボヘミアとハンガリアを征服し、サクソニア人を討ち、ソラブ(サン)川に鉄柱を打ち込み、ポーランドの国境とした」⁽¹⁴⁾ “367. Boleslaus Magnus, qui Chrabri dicitur, natus est, Iste Bohemos et Ungaros subiugavit et Saxones edomuit, et in flumine Solave meta ferrea fines Polonie terminavit.”⁽¹⁵⁾ しかしながら、これらの史実についてもゲルジンスキは確たる信憑性はないと述べている。

⑪ マレチンスキはこの箇所の典拠として、『旧約聖書』のダニエル書、ヨブ記、詩篇、イザヤ書、『新約聖書』のマタイ伝の文章を挙げている。ダニエル書第七章七節において「その残餘をば足にて踏つけたり」⁽¹⁶⁾ “et reliqua pedibus suis conculebat.” ヨブ記第三十九章十五節において「足にてその潰さるべきと野の獣のこれを踏むべきとを思わす」⁽¹⁷⁾ “obliviscitur quod pes conculcet ea aut bestiae agri conterant.” 詩篇第七篇の五において「わが生命をつちにふみにじり」⁽¹⁸⁾ “et conculcet in terra vitam meam” イザヤ書第二十八章三節において「酔るものなるエフラ임人のはこりの冠は足にて踐にじられん」⁽¹⁹⁾ “pedibus conculebitur corona superbiae ebriorum

(19) Ephraim.” マタイ伝第七章六節においては「⁽¹⁹⁾聖なる物を大に與ふな、また眞珠を豚の前に投ぐな、⁽²⁰⁾恐くは足に踏むべし」“Nolite dare sanctum canibus, neque militatis margaritas vestras ante porcos, ne forte conculent eas pedibus suis.”

(12) マレチンスキは、ボレスワフの異教の民との戦を当代の資料によって立証することはできないとしている。グルジンスキも、この箇所は年代記者自身の見解を表明するための一つの修辭であり、何らの具体性もないとしている。⁽²¹⁾

(13) ここに挙げられているセレンチア Selencia は、年代記者がすでに第一巻の序文で言及している地域名であるけれども、この地域がポーランド周辺地域のどこであるかについては今日まで定説がない。西スラブ族の一小部族ポワプ族 Pořab の住む地域 (W. Kętrzyński, J. Fijałek) / ルブシ地方 (A. Matecki, T. Tyc) / ポモージェ地方に住む西スラブ族の地域、たとえばヴィエレッツィ族の地域 (R. Grodecki, K. Buczek, P. David) 等。全体としてプレジィアも言うように、ポモージェ地方の西に居住する西スラブ族の領域を指すと考えられている。

ところで、本文で述べているようなポモージェ地方に対するボレスワフ・フロブリの征服とその地方のキリスト教化の事績については、グルジンスキは一つの虚構であると断定している。グルジンスキは、すでに十世紀の70年代よりミェシコ一世の征服事業によってポモージェ地方はポーランドの版図の中に入っており、ボレスワフがポモージェ地方をあらためて武力で征服したということは考えられないと述べている。さらにポモージェ地方へのキリスト教布教については、一〇〇〇年のコウオブジェグ Kołobrzeg への司教座設置とその司教として赴任したラインベルン Reinbern の活動を暗示しているものであるとの解釈を示している。さらにグルジンスキは、このポモージェ教化は極めて底の浅いものであったので、一〇〇〇年の後まもなくして勃発した異教徒の反乱によってミェシコ以来のポモージェ経営は全て水泡に帰してしまつたと述べている。プルシア(プロシア)に関する

る叙述についてもグルジンスキは資料的根拠がないと述べている。「聖ヴォイチェフのプロシア布教はボレスワフの保護の下に行われたものではあったが、そこに入ること自体広大な森と沼地によって著しく困難であり、また中世前期のポーランド王国においてつねに封建的領土拡張の軌道の外にあったこのプロシアにボレスワフが強い関心を持っていたとは大変考えにくいことである。我々としてはこの叙述の中に、伝承の中に保存されてきた事実に関する知識を見るのではなく、司教ヴォイチェフのプロシア布教についての年代記者自身の考え方の表明を見なければならぬ⁽²²⁾」。

(14) グルジンスキは端的にこの記述は一〇〇〇年のコウオブジェクの司教座設置を指すものだとしている。また「法王がボレスワフを通して大きな教会を建て、司教座を設けた」という叙述に対して、G・ラブーダ Labuda は、これは年代記者がグレゴリウス改革の陣営に立っていたことの証左であるとしている。それに対してグルジンスキは、「法王の了解のもとに（ボレスワフが）……」の記述に重きを置いて、ここは教会建設における世俗君主の決定的に重要な役割を主張しているとみるのである⁽²³⁾。

第六章で描かれているボレスワフ像の主な特徴を整理すればは次のようであろう。第一に注目すべき点は、ボレスワフの誕生を、『ウルガータ聖書』ルカ伝の中でメシアの到来を示す語「朝の光」の訪れという言葉で表現していることである。

キリスト教社会の伝統の中では、やはり同じルカ伝にあるマリアの「マグニフィカート」と並んでこのザカリアの「ベネディクトゥス」はメシアの到来を告示する最も有名で荘厳な章句であると見なされていたのであるから、年代記者がこの「朝の光」をボレスワフの誕生を意味する言葉としたことは極めて特徴的な事柄であったと思われる。この箇所はそれ故まさしくボレスワフの誕生は神の恩寵によるものだとする考え方を最も端的に示していると考えら

れるのである。

さらに注目すべき点は、ボレスワフが周囲の国々を次々と征服し、ポーランドの勢力を輝かしいものにしたと記されていることである。しかも周囲の国々をキリスト教国と非キリスト教国との二つのグループに分け、ボレスワフはまず周囲のキリスト教国に対しても優越した地位を占めたとされ、東欧におけるキリスト教国家としてのポーランドの優位性が力説されている。さらに周囲の異教の国々に対して、ボレスワフはキリスト教布教に極めて大きな熱意を示したとされている。「彼らが異教を信じて反抗したときには砕き、改宗した時にはその信仰を強めた」。ポーランドは東欧における異教徒改宗の根拠地であることが示されている。そして異教の地にボレスワフは「法王の了解のもと、否、法王がボレスワフを通じて大きな教会を建設した」と記されている。

ところで、この第六章末尾の文章をめぐって、二つの対立する解釈が存在している。G・ラブーダ、R・グロデツキの考え方においては、年代記作者の力点は「否」の語を以て、この文章の後半に置かれていると見て、年代記作者は異教の民への布教と教会建設の主体をローマ法王であると考えているとして、年代記作者をグレゴリウス改革の立場に立つものとする見解を打ち出している。⁽²⁴⁾

十一世紀後半、僧籍叙任権をめぐって争われた「聖・俗」両権をめぐる抗争は、西欧のキリスト教聖職者を法王グレゴリウスの推進する教会改革派と君主による教会支配を維持しようとする反グレゴリウス派との二つに分裂させるものであったが、⁽²⁵⁾ラブーダ、グロデツキは、グレゴリウス改革をめぐる思想的影響はすでにこの『匿名のガル年代記』の中に現われており、年代記作者はグレゴリウス改革の立場に立つ者であった、と主張するのである。

しかしながら、他方、その文章の前半にアクセントを置いて、ボレスワフこそが教会建設の主体であると年代記作者は述べている、と解する考え方も根強いものがあり、この解釈の上に立って『匿名のガル年代記』は決してグレゴリウス改革の立場に立つものではないと主張する研究もなされている。⁽²⁶⁾

もちろん言うまでもなく、中世ポーランドの社会的・思想的特徴を把握し、ポーランド中世年代記の特質を析出する場合、この問題の確定は避けてはならない最重要なテーマであろう。しかしながら『匿名のガル年代記』のこの箇所解釈だけから年代記作者の見地を引き出すことは、いささか安易な方法であろう。なによりもまずこの問題についての年代記の基本的トーンを確定しなければならないと思われるのである。そしてこの点からみて、第一巻第九章の叙述は一つの重要な論点を提示している。

註

- (1) 拙稿「ポーランド最古の年代記——『匿名のガル年代記』について」(岡山大学『法学会雑誌』第三五巻第二号、一九八五年)、および同「ビャスト伝説に関する一考察——『匿名のガル年代記』から『マギステル・ヴィンセンティのポーランド年代記』へ——」(岡山大学『法学会雑誌』第三六巻第三・四号、一九八七年)参照のこと。
- (2) 『新約聖書』(小形引照つゝ文語聖書 一九七九年)一一二ページ。Biblia Sacra iuxta vulgatam versionem, Stuttgart 1975. t. 2. s. 1608 (以下単に *Vulgata* と略記する)。
- (3) 『NTD新約聖書註解・ルカによる福音書』(NTD新約聖書註解刊行会、一九八六年)六九ページ参照。この箇所はギリシャ語原典からの翻訳では「高い所からの光輝」となっている。
- (4) O. Balzer, *Genealogia Piastow*, Krakow 1895, S. Zakrzewski, *Boleslaw Chrobry Wielki*, Lwów-Warszawa-Krakow 1925.
- (5) Vita S. Stanislaw, MPH. t. 4. s. 268. なお、聖スタニスワフの列聖については、拙稿「聖スタニスワフ崇拜の形成について」(岡山大学『法学会雑誌』第三五巻第三・四号、一九八六年)参照。
- (6) Sallust, *Bellum Iugurthinum*. The Loeb Classical Library, (以下単に *Loeb* と略記する) s. 314.
- (7) MGH SS t. 15. s. 943.
- (8) S. Zakrzewski, op. cit., s. 179. なおまた、ポレスワフのゴヘミアに対する関係については、前掲のゲルジェンスキの注解を詳し。
- (9) *Kronika biskupa Merseburgskiego Thietmara — Thietmari Merseburgensis episcopi Chronicon*, Poznań 1953. Liber V. 30. s. 292.

- (10) *MPH*, t. 1, s. 505.
- (11) T. Grudziński, op. cit., (3), s. 20.
- (12) *Vita S. Stanisłai*, op. cit., s. 268.
- (13) *Magistri Vincenti Chronicon, MPH*, t. 2, s. 279.
- (14) *Rocznik Traski, Rocznik krakowski, MPH*, t. 2, s. 828.
- (15) T. Grudziński, *ibid.*, J. Dąbrowski, *Dawne dziejopisarstwo polskie*, Wrocław 1964, s. 65—66.
- (16) *Vulgata*, t. 2, s. 1358. 前掲書「一四九四ページ」。
- (17) *Vulgata*, t. 1, s. 763. 前掲書「九五八ページ」。
- (18) *Vulgata*, t. 1, s. 774. 前掲書「九六六ページ」。
- (19) *Vulgata*, t. 1, s. 1122. 前掲書「一二〇七ページ」。
- (20) *Vulgata*, t. 2, s. 1535. 前掲書「一二ページ」。
- (21) T. Grudziński, op. cit., s. 21.
- (22) *ibid.*,
- (23) G. Labuda, *Studia początkami państwa polskiego*, Poznań 1946, s. 300. T. Grudziński, *ibid.*,
- (24) R. Grodecki, op. cit., s. 4—5.
- (25) ヴェネチウス改革と「聖・俗」の係りについては、M・パコー『テオクラシー』（創文社、一九八五年）、A. J. Carlyle, *A history of medieval political theory in the west*, t. 4, 1922. ポーランドにおける教会改革の運動について、S. Krakowski, *Kościół a państwo polskie do początków XIV w.*, Warszawa, 1950.
- (26) S. Krakowski, op. cit., s. 72. St. Krzyżanowski, “Na marginesie Galla” : *Kwart. Hist.* 1910, t. 24.

第一卷第九章

「ボレスワフ王の軍隊の勢威はこのようなものであった。しかしそれに勝るとも劣らないものは、従順なる霊的徳性であった。なぜなら、司教たちをも、また自分の司祭たちをも大いなる敬意を払って遇し、彼らが傍らに立っている時には敢えて坐ろうとはしなかった。また彼らを『主』以外の呼び方では呼ばなかった。⁽¹⁾ また心からなる敬

虔な態度で神を尊崇し、聖なる教会を高くし、教会を王にふさわしい贈り物で飾った。⁽²⁾その上ボレスワフは、大いなる正義の徳と著しい謙遜の徳を持っていた。⁽³⁾……

ああ、ボレスワフの分別、完徳は何と偉大なものであることか。裁きにおいては個人を分け隔てせず、⁽⁴⁾国民の統治には公正をもってし、教会の名誉と国の繁栄を極みに至らせたのである。ボレスワフがこの栄光と高位に至ったのは、ローマ人およびローマ帝国の勢威をその初期において作り出した正義と不偏不党の精神によってである。⁽⁵⁾全能の神は、ボレスワフが自分自身および人々に対して自分の誠意と公正を為した分だけボレスワフ王をこのような徳、このような勢威、このような勝利で飾ったのであり、彼の高潔と寛大が当然受けてしかるべき栄光、豊かな富、⁽⁶⁾喜びがボレスワフに伴ったのである」。

“Haec erat Bolezlavi regis magnificentia militaris, nec inferior ei erat virtus obedientiae spiritualis. Episcopos quippe suosque capellanos in tanta veneratione retinebat, quod eis astantibus sedere non praesumebat, nec eos alter quam dominos ⁽¹⁾appelabat, Deum vero summa pietate colebat, sanctam ecclesiam exaltabat, eamque donis ⁽²⁾regalibus adornabat. Habebat etiam praeterea quiddam iustitiae magnum et humilitatis insigne,⁽³⁾……

O magna discretio ⁽³⁾magnae perfectio Bolezlavi! qui personam in iudicio non servabat, qui populum ⁽⁴⁾tanta iustitia gubernabat, qui honorem ecclesiae ac statum terrae in summo culmine retinebat. Iustitia nimium et aequitate ad hanc Bolezlavius gloriam et dignitatem ascendit, quibus virtutibus initio potentia Romanorum et imperium ⁽⁵⁾excrevit. Tanta virtute, tanta potentia tantae victoria regem Bolezlaum Deus ⁽⁶⁾omnipotens decoravit, quantam eius bonitatem et iustitiam erga se ipsum et homines recognovit, tanta

gloria Boleslaum, tanta rerum copia tantaque laetitia sequebatur, quantum eius probitas et liberalitas merebatur.”(MGH SS. t. 9. s. 431)。

(1) グロデツキはこの箇所にあるような注釈をほどこしている。「『ヴィエルコ・ポルスカ年代記』では、スラブ人の言葉でパン pan (主人) あるいはゴスポジン gospodin (主人) という言葉は『より大きな主人』“maior dominus” を意味しており、他方神父 ksiądz という言葉は明らかに上位の身分を指し、侯 princeps ないし王 rex の觀念に近い身分という意味を持っている。おそらく我が年代記作者は神父 ksiądz の地位を公 książe の地位 dominus として理解したのであろう」。このグロデツキの注釈を理解するには、A・ブリックナー Brückner の『ポーランド語語源辞典』*Słownik etymologiczny języka polskiego* の助けが必要となる。この辞典においてブリックナーは、クシヨントツ ksiądz という言葉(今日では神父等聖職者を意味する)は、ポーランドにおいてはまだ十六世紀においても今日のように聖職者に対してだけでなく、世俗の君主の恒常的な敬称としても用いられた、と述べている。ブリックナーはその例として、リトワニア大公 Wielki ksiądz litewski を挙げ、この言葉 ksiądz はもとドイツ語系クニンガス kuningus (ここから王 könig が出てくる)、リトワニア語クニ(ン)ガス kuni(n)gas から来た言葉であろうと推定している。このような語源的な解釈を踏まえてブルックナーは、『匿名のガル年代記』の作者は聖職者をクシヨントツ ksiądz と考え、それにドミヌス dominus (主人) というラテン語を訳し与えたと考える。こうしたブリックナーおよびグロデツキの説を前提とすれば、ポーランドでは聖職者は何らか世俗的にも公・侯の地位を越えるものと考えられていたこととなる。⁽¹⁾

(2) この“adornabat”「飾った」は、もとザモイスキ版では“adorabat”「崇拜した」となっていたのであるが、後代の出版者が修正したとグロデツキは述べ、この修正はむしろ不必要な修正であったと考えている。グロデツキによればここで問題になっているのは、一つの具体的な教会を飾ることではなく、制度としての教会に対して

多くの贈り物を献げることによって敬意を示すことであった。⁽²⁾ マレチンスキはこの箇所の典拠として『ウルガータ聖書』中のマカベア書下、第九章十六節を挙げている。「先に汚し荒した聖なる神殿を高価な贈り物で飾り」⁽³⁾
 “templum etiam sanctum quod prius exspoliaverat optimis donis ornatum.”

(3) この章で年代記者はボレスワフの徳を三つ挙げている。教会への霊的従順 obedientia spiritalis、正義 iustitia、謙遜 humilitas。そして作者はボレスワフの徳が全きものであると称揚している。分別 discretio、完徳 perfectio。その他の章で挙げられているボレスワフの徳はその他に鷹揚 liberalitas、勇敢 fortitudo、敬虔 pietas。これらの徳の内、教会への霊的従順 obedientia spiritalis、敬虔 pietas は宗教的な徳であり、後のトマス・アキナスの分類によれば対神的な徳 virtutes theologiae にあたるものである。ここに理想的なキリスト教的君主像が表現されているように思われる。なおトマス・アキナスにおける世俗的徳は枢要徳として四つが掲げられている⁽⁴⁾

(4) マレチンスキはこの箇所の典拠として、『旧約聖書』箴言、第二十四章二三節を挙げている。「偏りて⁽⁵⁾ 鞫⁽⁶⁾するは善からず」“Cognoscere personam in iudicio non est bonum.”

(5) 年代記者は、ここにローマ建国時のローマ人の徳を想起している。従って作者にとって理想的な君主像はローマ的な徳とキリスト教的な徳との結合の中にあつたかのである。こうした君主像は中世において典型的にはローマ帝国を復興させたカール大帝に求められたのであり、ボレスワフ像の一つの模範もカールにあつたことを窺わせる。ここにポーランドにおけるラテン的伝統とキリスト教的伝統との一つの結合の発端をみる⁽⁶⁾ことができるかもしれない。

この九章では、ボレスワフは聖俗両域にわたる徳を身につけたキリスト教君主の理想像として描かれている。十三

世紀のトマス・アキナスにおいて言われている、いわゆる倫理徳の徳目をはば満たし、その上で対神的徳をも兼ね備えた君主であると言ってもよいであろう。

しかしながら、この九章においてはボレスワフの教会に対する態度を見る上で注目すべき言及がなされている。本文に「彼ら（聖職者）に対して『主』“Dominus” 以外の名では呼ばなかった」とある箇所に対して、グロデツキは世俗的なレベルにおける、ボレスワフの教会への従属を示すものだという理解を提出している（注釈(1)を参照）。この点は、先に見たように、グロデツキが年代記者をグレゴリウス改革の陣営に立っているものとした考え方と対応しているように思われる。

しかしながら、この「ドミヌス」なる話が登場する第九章の文脈に即してみると、ここはボレスワフの教会に対する霊的な態度を問題にしている箇所であり、世俗的な関係を問うている所ではないように思われる。従って、この「主」という言葉も聖職者に対する一般的な敬称に止まるとする理解も十分にありうることである。

しかしながらグロデツキは以上述べた見解をただ言語学的な考察に基づいて主張しているわけではない。『匿名のガル年代記』第一巻の序言の一箇所をもって自分の考え方を補強しているのである。今その箇所を挙げれば次のようである。

「あなたがたがこれらの事績を眼の前に行っていることを考えると、神の恩寵のもと、天の賜物によって他ならぬ君主達を支配している人々の名をまず冒頭に掲げるべきでありましょう。」

“Dignum est enim, ut rerum etiam gestis institerant praenotari, quos divina gratia facit donis carismatum ipsis principibus principari,” (MGH SS, t. 9, s. 424)

ここで問題となる「神の恩寵のもと、天の賜物によって他ならぬ君主達を支配している人々」とは、この年代記の序文の冒頭に記されている五人の聖職者達のことである。ここからグロデツキは、聖職者は世俗の君主をも支配

する権限を持つていけるとする見地に年代記者が立っていると結論づけるのである。⁽⁷⁾

しかしながらこの文章の解説に關しても一つの問題が残されている。ここで「支配する」と訳されている“*principari*”「プリンキパリー」は、M・プレジシアの『ラテン・ポーランド語辞典』*Słownik łacińsko-Polski*には、教会用語として「優位する」の語義が与えられており、必ずしも政治的意味における「支配」の語義だけに限定されてはいないのである。⁽⁸⁾

さらにグロデツキの議論にはより根本的な問題が残されている。そもそも「グレゴリウス改革派」とはいかなる思想的・理論的立場なのか、グレゴリウス改革と聖・俗両権の関係をめぐる議論とはどのような関係にあるのか、必ずしも明確にはされていないのである。

もちろん、この問題に十分な説明を与えることは本稿の課題を越えるものであるけれども、当面の議論を整理するために最小限の要点を提示しておくこととしよう。

そもそも西欧キリスト教社会においては、キリスト教が国教となって以来、皇帝（王）の世俗権力と法王の教会権力との関係設定は一貫した基本的テーマとなったのであるけれども、その理論的原型を提出したのは、五世紀末に法王となったゲラシウス一世 *Gelasius I* であった。今その骨格を示せば次のようである。⁽⁹⁾

第一に、この世界は法王の權威と帝（王）権によって完全に支配されている。第二に、各々の支配権は互に独立している。第三に、これらの支配権は各々直接に神から受けている。従って靈的な領域においては帝（王）は教会の子であり、他方政治的な領域においては法王は帝（王）に従属している。第四に両者互に協力してこの世に神の業を実現するのに力を尽す。

以上がいわゆるゲラシウス理論の概要であるが、ここにおいては皇帝の権力と法王の權威とのどちらが優位するかについては明示されていない。確かに帝権はポテスタス *potestas* と呼ばれ、法王の權威はアウクトリータス

auctoritas」と言われ、このアウクトリータスの方がより大きな荷を負うものであるとされて法王の優位性への自覚が内包されているけれどもいまだ明示的に記されていない⁽¹⁰⁾。

このゲラシウス理論からみて今問題となっているグレゴリウス改革派の特徴を概観してみると、ほぼ次のように言うことができるであろう。すなわちグレゴリウス改革派の聖俗両権力の関係についての考え方は基本的にはゲラシウス理論の上に立っているということである。ただ、ゲラシウスでは潜在的であったものが顕在化していることは大きな特徴であろう。今や法王の權威の皇帝の権力に対する優位性が強調されるに到る⁽¹¹⁾。その「聖」性において法王の權威は皇帝の権力に勝るのである。しかしその場合でも、両者の関係は靈が肉に優位しているという意味でのそれであって明確に政治的な從屬関係にあるものと解することはできないのである。聖なる權威は聖なるが故にこの世に直接に政治的に係わるものではなかったものであり、法王の皇帝権力への干渉は極めて限定的間接的なものであった。その意味においてゲラシウス理論は、なおグレゴリウス改革派の理論的外枠をなしていたのである⁽¹²⁾。

グレゴリウス改革派に特徴的なことはむしろ教会の自由の追求であったのであり、世俗権力による教会支配を排除することによる中心的課題はあったと見なされるべきであろう。聖職者叙任における教会の主導権の確立、聖職者の世俗的司法権からの免除、教会財産の不可侵、皇帝に対する教皇庁の独立がその主な課題であった。その意味において、グレゴリウス改革の立場に立つか否かは、すぐれて教会の自由をめぐる問題であった。それでは、その点から見て『匿名のガル年代記』はいかなる見地に立つものであったのか。

この年代記第一卷第十一章は、この点に関する一つの重要な記述を残している。

第一卷第十一章

「それゆえボレスワフ王は神を崇拝することにおいても、教会建設においても、司教座の設置においても、僧侶

の授与においても、大変な熱意を示したので、彼の時代においてポーランドには二つの大司教座とそれに従属する司教座があった⁽²⁾。とりわけそれらに対しては、あらゆる事を通じてあらゆる事柄においてボレスワフは好意と服従の心を示したので、もしたまたま諸侯達の誰かが修道士か司教かと訴訟をはじめた時、あるいは侯が教会財産の何かを横領した時には、王は自らすべての者に沈黙を命じて保護者、擁護者として司教と教会の問題に立ち入り（彼らを）保護したのである⁽³⁾。他方で周辺の野蛮な異教の住民を征服するたびに、ボレスワフは財宝の貢納によって支配を強制するのでなく、真の信仰を受け入れることを強制した。さらに自分の費用でそこに教会を建て、不信仰の者達の間に、司教と修道士を、また壮麗に、かつ教会の規則に従って彼らに必要なものすべてを取り揃えて置いた。かくしてボレスワフ王はこのような徳、すなわち正義、公平、神に対する畏敬、そして言うまでもなく神への愛において際立っていた⁽⁷⁾。そしてこのような恩恵分別によって、王国と公けの事を治めた⁽⁸⁾。というのは、まことに多くの徳と高潔によってボレスワフは、遙かな地まで広く知られるに至ったのであるが、とりわけ三つの徳、正義、公平、敬虔において偉大さの極みに至ったからである。正義において、というのは、身分、地位に関係なく裁きに出される訴えを解決したからである⁽⁹⁾。公正というのは、諸侯をも人民をも恩恵分別をもって深く愛したからである。敬虔というのは、キリストとその花嫁をあらゆる方法によって尊崇したからである⁽¹⁰⁾。そして正義を行い、あらゆる人々を平等に愛し、母なる教会と聖職者を高くしたので、母なる聖教会の懇願と高位の聖職者の仲介によって神は栄光の中で彼の角を高くしたからである⁽¹¹⁾。そしてすべての事柄において彼は常に成功と順風の中にあった。ボレスワフは神に関する事柄においてこれ程までに敬神的であったので、さらに人の世の事柄においても彼の名誉は大きくなったのである」。

“Igitur rex Boleslaus erga divinum cultum in ecclesiis construendis et episcopatus ordinandis beneficiisque

conferendis ita devotissimus existerat, quod suo tempore Polonia duos metropolitianos cum suis suffraganeis continebat. Quibus ipse per omnia et in omnibus ita benivolus et obediens existerat, quod, si forte aliquis principum contra quembilibet clericorum vel pontificum litigii causam inchoabat, vel si quinquam de rebus ecclesiasticis usurpabat, ipse cunctis manu silentium indicebat, et sicut patronus et advocatus pontificum causam et ecclesiae defendebat. Gentes vero barbarorum in circuitu quas vincebat non ad tributum pecuniae persolvendum, sed ad verae religionis incrementum coercebat. Insuper etiam ecclesias ibi de proprio construebat, et episcopos honorifice clericosque canonicos cum rebus necessariis apud incredulos ordinavit. Talibus ergo virtutibus, iustitia et aequitate, timore scilicet et dilectione, rex Boleslavus praecebat. Talique discretionem remque publicam procurabat. Virtutibus siquidem multis ac probitatus longe lateque Boleslavus emicuit, tribus tamen virtutibus, iustitia, aequitate, pietate specialiter ad tantum culmen magnitudinis ascendit. Iustitia, quia sine respectu personae causam in iudicio discernebat, aequitate, quia principes et populum cum discretionem diligebat, pietate, quia Christum eiusque sponsam modis omnibus honorabat. Et quia iustitiam exercebat et omnes aequanimiter diligebat, et matrem ecclesiam virosque ecclesiasticos exaltabat, sanctae matris ecclesiae precibus eiusque praelatorum intercessionibus cornu eius in gloria Dominus exaltabat, et in cunctis semper bene semperque prospere procedebat. Et cum sic esset Boleslavus religiosus in divinis, multum tamen apparebat gloriosus in humanis.” (MPH. t. 9. s. 432—433)°

(1) プレジニアは、このベネフィキウム Beneficium を何らかの職の俸給、特に教会における聖職の俸給を指す。

- のとしている。この記述からすると、ポレスワフは当時の教会を自らの財源で賄っていたこととなる。⁽¹³⁾
- (2) 当時のポーランドには大司教座は基本的には唯一つグニエズノにしか存在しなかったことは歴史的に確認ずみのことであるけれども、ポーランドの諸々の年代記、とくにポーランド・ルネサンスの代表的作品、ドゥウゴシの年代記は、二つの大司教座が存在していたとする見地に立っている。⁽¹⁴⁾ グロデツキは、この二つの大司教座の存在に関する年代記の叙述について次のように述べている。すなわち、この記述はグニエズノの他にクラコフに大司教座があったというかつての伝承と結びつけて解釈されてきたけれども、近年の研究によればこの叙述は一〇〇〇年前後の状況を反映させたものであり、グニエズノとは別の大司教座とは、グニエズノ大司教座からもまたドイツのマグデブルグ大司教座からも独立しているポズナニ司教の座を指すものである、と。⁽¹⁵⁾ しかしそれに対してプレジヤは次のような見解を対置している。「この記述を年代記者の誤りとして片づけてしまうのは慎重なやり方ではないであろう。むしろ、ガル（年代記作者）は布教専任の大司教クフェルトの聖ブルーノ Bruno Kwerfurtu のポーランド滞在（一〇〇四～一〇〇九）の事実を知って、そこから自分の裁量でポーランドの二つの大司教座の存在を推定したと考える方がより自然であろう」。⁽¹⁶⁾
- (3) マレチンスキはこの箇所の特典として『新約聖書』使徒行伝、第十三章十六節を挙げている。「パウロ起ちて手を揺ゆいていふ」⁽¹⁷⁾ “Paulus et manu silentium indicens.”
- (4) マレチンスキはこの箇所の典拠として『旧約聖書』エゼキエル書、第五章七節を挙げている。「汝等はその周囲まはりの異邦人よりも甚はなだしく噪さわたち」⁽¹⁸⁾（ただし、訳は『ウルガータ聖書』に忠実でない。直訳すれば「汝らの周囲の民を凌駕し討ち破る」となる）“Superastis gentes quae in circuitu vestro sunt.”
- (5) マレチンスキはこの箇所を一一二二年のポレスワフ・クシヴウステイによるポモーシェ占領とキリスト教改宗、貢納賦課の事実を示唆した文章であるとみている。

- (6) ボレスワフの教会建設については、ザグジェフスキは、ボズナニ近郊のオストルフ Ostrów、クラコフのバベル城内のカテドラル、ポズナニ・グニエズノのカテドラル、ウェンツィツァ Kępczyca の修道院、クラコフ近郊のティニエツ Tyniec のベネディクト派の修道院、クラコフ、あるいはグニエズノの女子修道院を挙げている。⁽¹⁹⁾
- (7) マレチンスキはこの箇所の特典として『新約聖書』テモテ書後書、第一章七節を挙げている。「そは神の我らに賜ひたるは、臆する靈にあらず、能力と愛と謹慎との靈なればなり」⁽²⁰⁾ “non enim dedit nobis Deus spiritum timoris sed virtutis et dilectionis et sobrietatis.” しかしここで言われている「恐れ」「timor」とは、むしろ「神に対する恐れ、畏怖」というポジティブなものであり、「正義」「iustitia」「公正」「equitas」「分別」「dilectio」と並び挙げられている徳の一つである。従ってここでの「恐れ」は、やはり「主を畏るるは知恵のはじめなり」⁽²¹⁾ “initium sapientiae timor Domini.” (詩篇第百一十篇十) における「畏れ」であろう。
- (8) ここに「公けの事」と訳した「レス・プブリカ」“res publica” という言葉がポーランド文献史上はじめて登場してくる。この「レス・プブリカ」をここで「国家」「国」と訳すべきかどうか、この部分だけでは判断しがたい事柄である。
- (9) マレチンスキはこの箇所の特典として、第九章の注(4)で挙げたのと同じ特典を挙げている。
- (10) キリストの花嫁とは教会用語でキリスト教会を指す。
- (11) マレチンスキはこの箇所の特典として詩篇八十八篇二五節を挙げている。「わが名によりてその角は高くあげられん」⁽²¹⁾ “in nomine meo exaltabit cornu eius.”

この十一章では、ボレスワフは自らの費用で教会を建設し、聖職者にベネフィキウムを与え、世俗権力と教会との裁判上の対立に介入し、世俗権力による教会財産の横領に対しては教会の保護者として登場している。それゆえ、こ

ここではボレスワフはポーランドにおける教会問題の裁定者として教会よりも上位の地位を占めている者として描かれている。その上、年代記作者はこうしたボレスワフの行為を敬虔な、敬神的な徳行として賛美しているのである。これは正しく先に述べた、教会の自由を主張するグレゴリウス改革の立場とは逆のものである。

それでは年代記作者は反グレゴリウス改革の立場に立つものと考えていいのであろうか。

この年代記が書かれた十二世紀初頭の時代は、すでに西欧においてはグレゴリウス改革が始動して半世紀を経ている時代であり、教会の自由をめぐる闘争はいわば最終局面を迎えていた。教会の自由の主張は今や最も議論沸騰する 이슈であった。西欧出身（フランスかイタリアか）のベネディクト派の修道僧と考えられているこの年代記の作者にとってもグレゴリウス改革の思想は無縁なものではなかったはずである。しかしながら西欧の辺境の地ポーランドの事態は西欧のそれとは同一のものではなかった。そこでは教会はいまだ世俗の君主の支配下にあった。⁽²²⁾ポーランドのキリスト教改宗それ自体まだ日が浅く、常に異教の民と接し、ロシアのギリシヤ正教と教線拡大を争う地ポーランドにおいては、キリスト教のさらなる拡大は世俗権力の支持なしには考えられなかったはずである。また年代記作者に与えられた年代記執筆の動機はピャスト朝の権力の正統性の強調にあったのであるから、ボレスワフの功績を賛美することは年代記作者にとってむしろ当然の義務ですらあった。ここに年代記作者の立場は極めて微妙なバランスの上に立つことになったと思われる。一方ではポーランドの現実の追認と賛美、他方では西欧社会において自明となっていた理念の表明。こうした視点から考えれば、第一巻第六章末尾の文章はまさしく年代記作者の矛盾した立場そのものの反映と見るべきではなからうか。「（ボレスワフは）法王の了解のもとに、否、法王がボレスワフを通じて大きな教会を建て、司教座を設けたのである」。

- (1) R. Grodecki, op. cit., s. 77. A. Brückner, *Słownik etymologiczny języka polskiego*, Warszawa 1970, s. 277.
- (2) R. Grodecki, *ibid.*,
- (3) *Vulgata*, t. 2, s. 1498. 『聖書』(講談社 バルバロ訳「一九八六年」八四四ページ)。
- (4) Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, I-II, q. 61 a. 1. [B. A. C. t. 2, s. 379]
- (5) *Vulgata*, t. 2, s. 979, 『聖書』【文語訳】一三六ページ。
- (6) キーランズにおけるカール大帝崇拜の伝統については、拙稿「一〇〇〇年のゲニエズノにおけるオットー三世とボレスワフ・フロブリの会見について」(岡山大学『法学会雑誌』第三六卷二号「一九八六年」)参照のこと。
- (7) R. Grodecki, op. cit., s. 52.
- (8) *Słownik łaciński-Polski*, t. IV, Warszawa 1974, s. 292.
- (9) ゲニエズノ理論については基本的に A. J. Carlyle, *A History of Medieval Political Theory in the West*, London 1903 t. 1, s. 184-193. 参照。
- (10) *Ibid.*, s. 192.
- (11) A. J. Carlyle, op. cit., t. 2, s. 198-224.
- (12) ゲニエズノ改革については A. J. Carlyle, op. cit., t. 4, s. 166-295. なおバコー、前掲書 七五ページから一二五ページ。
- (13) M. Plezia, op. cit., s. 31.
- (14) ドゥウケーンにおいては、九六六年メシニコがキリスト教に改宗した時にすでに二つの大司教座がクラコフとゲニエズノに置かれた。なおつらぬ。 *Ioannis Długosii Annales seu cronicae incliti regni Poloniae, Liber secundus var-saviae* 1964, s. 179. なお「十一世紀の中葉、ゲニエズノが灰燼に帰した時、一時的にクラコフに大司教座が置かれた。なおつらぬ」 *Jana Długosza roczniki czyli kroniki sławnego Królestwa polskiego*, Warszawa 1961 s. 269.
- (15) R. Grodecki, op. cit., s. 80.
- (16) M. Plezia, op. cit., s. 31. なお「ゆかに拙稿「聖スタニスワフ崇拜について」(岡山大学『法学会雑誌』第三五卷三・四号「一九八六年」) T. Slimicki, "Początki organizacji kościoła w Polsce," : *Początki państwa polskiego*, Warszawa, 1962, t. 1, s. 357. W. Abraham, *Organizacja kościoła w Polsce*, Poznań 1962 s. 162-173.
- (17) *Vulgata*, t. 2, s. 1720. 前掲書「二六三ページ」。

- (18) *Vulgata*, t. 2. s. 1271. 前掲書¹ 一三九三ページ。
- (19) S. Zakrzewski, op. cit., s. 142.
- (20) *Vulgata*, t. 2. s. 1837. 前掲書² 四三五ページ。
- (21) *Vulgata*, t. 1. s. 882. 前掲書³ 一〇四八ページ。
- (22) ポーランドにおける教会改革については、拙稿「聖スタニスワフ崇拜の形成について」S. Krakowski, op. cit., s. 92—122.

第二章 『マギステル・ヴィンセンティのポーランド年代記』におけるポレスワフ像

『匿名のガル年代記』が書かれてからほぼ一〇〇年後、西欧では法王インノケンチウス三世の下、法王権力が絶頂期にあった時代に『ヴィンセンティの年代記』は書かれたのであるが、この年代記に描かれるポレスワフ像はすでに新たな地平に立っている。今、この年代記の第二巻第十章を訳出すれば次のようである。

第二巻第十章

「次いで、かくも高貴な幹からいっそう生き生きとした一つの若枝が、いっそう豊かに繁った若枝が、すなわちメスコの息子ポレスワフが生まれた。彼は今なお弱い信仰の初穂を、いまなお揺籃の中で泣いている教会をかくも優しく抱擁し、大人の持つ繊細さで温め、二つの大司教座を置き、その二つにしかるべき副司教区を委ね、司教区の違いを明確な境界によって明らかにした⁽¹⁾。ところで、君主における真実の信仰程明るい光で輝くものはない。また真実の宗教程没落しにくいものはない⁽²⁾。そこで、ポレスワフは敬神の極みへの道を歩み、聖なる父でもあり、守護者でもある福者アダルベルトがボヘミア人によって絶えず不正を加えられていた時、心から彼を受け入れた⁽³⁾。そして敬意を払い、大いなる熱情をもってアダルベルトを崇拜した。聖人は彼に多くのことを手短かに語る。

『自らを法に拘束された君主と公言することは、王として支配する者の威厳にふさわしい声である。まさしく君主の權威は法の權威に依存している。⁽⁴⁾しかし他方、神法は人の法に優越している。⁽⁵⁾というのは、主なる神の法は申し分のないものであり、汚れなき法であり、魂を帰依させるものであるから。それゆえ、息子よ、お前がなすところのすべての事の模範を神の正義の鏡から借りなさい。⁽⁶⁾なぜならば、あらゆる君主の權力を教会の法の下に置くことはすべての命令権より重要な事柄であるから。⁽⁷⁾』

この忠実な聴き手は真実の知の模範を（キリストの）心の聖所に置き、自分もまた自分の配下の者も宗教の床机の下に置き、⁽⁸⁾自分についてのすべての評価を追従者からでなく、宗教的に敬虔なる者から引き出した。⁽⁹⁾軽率の故に非難されないように、どのような無分別も自分に近づくことがないように、賢人達の思慮深い忠告に喜んで身をまかせた。というのは、最高評議院に十二人の人物を選び、⁽¹⁰⁾その聖なる胸から絶えず乳を吸い、あたかも神の泉のように彼らの心からあらゆる種類の有徳の芽を引き出した。……彼は自分の災難よりもまず他人の災難を防ぐ程、他人の不幸に心から同情を寄せ、虐げられた人々の問題については裁き人としてではなく、擁護者として登場した。しかしながら、もし彼が公正な判決より厳しく他の人に振舞うならば、謙虚な嘆願という仲介が彼を宥めた。また同様に峻烈になった時には、妻の抱擁によって穏かとなり柔和となった。⁽¹¹⁾これ以上何を言う必要があるか。自然の友となり、⁽¹²⁾徳に一致し、誠実と調和するもので彼に欠けているものはなかった」。

“M. Porro de tam generoso stipite surculus vegetantior, palma erupit fecundior, Meskonides Boleslaus ; qui adhuc tenellas fidei primitias, adhuc in cunis vagientem ecclesiam tam tenero amplexu, tam adulta fovit tenerritudine, ut geminam metropolim instituerit, ut debitas suffraganeorum dioeceses utrique deputaverit, ipsarumque dioecesium distinctiones certis limitibus insculpserit. Nihil enim est, quod lumine clariore
(1)

praefulgeat, quam recta fides in principe ; nihil est, quod ita nequeat occasui subiacere, quam vera religio.
 (2) Unde iter ad cumulum religionis, patrem sanctitatis ac patronum, beatum Adalbertum, infinitis Bohemorum iniuriis actum, devotissime suscipit ; reverentiam exhibet, omni studio veneratur. Quem sanctus ad plurima paucis informat : 《Digna, inquit, vox est maiestate regnantis, legibus alligatum principem se profiteri ; adeo de iuris auctoritate, principum pendet auctoritas. Ius vero divinum humano praeiudicat : lex namque Domini irreprehensibilis, lex immaculata, convertens animas. Omnium igitur, filii, quae agis, e divinae speculo iustitiae formam mutuare. Nam re vera omni maius est imperio, legibus ecclesiae omnem submittere principatum.》
 (6) (7) Tam fidelem eruditionis formam non infidelis ille auditor cordis sacrario impingit, tam se quam suos religionis scabello substernens, omnium de se a viris religiosis non ab assentatoribus exigens censuram ; et ne ullius posset incircumspectionis argui, ne ullum in eo locum ulla inveniret levitas, altis prudentum gaudebat occupari consiliis. Duodecim namque delegerat summi consilii viros, quorum sacra iugiter suggebat ubera de quorum pectoribus, velut quibusdam divinis fontibus, omnimoda virtutum eliciebat rudimenta... Tanta illi alienae calamitatis fuit compassio, ut prius alienis, quam propriis occurret incommodis, quare in causis oppressorum non iudicem se gessi sed patronum. Si quid tamen severius iusta in aliquem exegisset sententia, modicellae praecis interventus expiabat ; nonnunquam etiam a saeviendo delinitus coniugis amplexibus, quod naturae amicum, quod virtuti consonum, quod honestati fuisset consensaneum.” (MPH, t. 2. s. 276—277)
 (11) *

* 『ヤ・ハンヤ・ヤの年代記』の跋録について、ホルムト B・キヤンクス Kürbis の『ヤ・キス・ヤ・ヤ・ハンヤ・ヤの年代記』

ランド年代記』*Mistrza Wincentego Kronika polska*, Warszawa 1974. を用いた。

八〇

(1) ヴィンセンティは『匿名のガル年代記』の記述を踏襲して二つの大司教座の存在に言及しているが、それについての立入った記述は残していない。十三世紀末から十四世紀初頭にかけて書かれた『ヴィエルコ・ポルスカ年代記』は、ボレスワフの建てた教会として、六つの大聖堂（ボズナニ Poznań、ゲニエズノ Gniezno、プウォツク Płock、クラコフ Kraków、ヴロツワフ Wrocław、ルブシ Lubusz）を挙げている。今日までの歴史研究が確認しているところでは、ボレスワフが建てたのは、ただ一つのゲニエズノ大司教座とクラコフ、ヴロツワフ、コウオブジェグの三つの司教座である。ボズナニ司教座はすでにミェシコ改宗の時点から設けられており、プウォツク司教座はほぼ一〇七五年ごろに、ルブシ司教座は一一二四年に、クヤーヴィの司教座はおそらくクルシヴィツァ Kruszwica にミェシコ二世の時代に設けられたとされている⁽¹⁾。

(2) この箇所は一言一句に至るまで、ユスティニアヌスの『勅法彙纂』*Codex Iustinianus* と同一である。「君主における真実の信仰程明るい光で輝くものはない。また真実の宗教程没落しにくいものはない」「Nihil est enim, quod lumine clariore praevalgat, quam recta fides in principe : nihil est, quod ita nequeat occasui subiacere, quam vera religio.⁽²⁾」ところでユスティニアヌスの『勅法彙纂』のこの箇所の直前には次のような文章が置かれている。「それゆえ聖書に書かれている事があなたがたの中で実現することは明らかである。すなわち『我に由て王者は政をなし、君たるものは義しき律をたて』⁽³⁾“patet igitur in vobis impletum fore, quod scripturae loquuntur : <per me reges regnant et potentes scribunt iustitiam.>”それゆえ、ヴィンセンティがここで引用した文章はただちにこの『旧約聖書』箴言第八章十五節を想起させるものであったはずである。ここには、神によって現世の君主は政治をなし、神によって正義の法は立てられるとする見解が表明されている。

従ってヴィンセンティにとって政治はまず神聖なものであったし、君主は神聖な信仰の人でなければならなかった。

- (3) 聖アダルベルトとは、十世紀末プルシアの地で殉教した聖ヴォイチェフのことを指す。九五六年チェコの大貴族の子として生まれ、九九三年ブラハ司教の職に就くけれども、当地の聖俗諸侯の対立抗争に巻き込まれ、プラハを追われてローマに赴く。ローマのボニファチウス修道院での修業の後、九九六年ポーランド布教に赴き、翌年ボレスワフの援助の下にプルシア布教に入るけれどもその地で殉教の死を遂げる。⁽⁴⁾ 聖アダルベルトの言葉は直接的な形では何も残されていないのであり、この箇所はヴィンセンティの創作であると思われる。ヴィンセンティはこのアダルベルトの口を借りて自分の思想を表明しているのである。

- (4) この箇所は、一言一句、ユスティニアヌスの『勅法彙纂』(一、一四、四)の語句と同一である。「自らを法に拘束された君主と公言することは、王として支配する者の威厳にふさわしい所である」⁽⁵⁾ “Digna vox maiestate regnantis legibus alligatum se principem profiteri, adeo de auctoritate iuris nostra pendet auctoritas.”⁽⁵⁾ ところで、十二世紀のルネサンスの代表的思想家ジョン・オブ・ソルズベリ John of Salisbury (1120—1180年) もまたこの箇所を一言一句同一の文字をもって自著『ポリクラティクス』*Policraticus* の中で引用している。⁽⁶⁾

- (5) キュルピスはこの箇所の典拠として、ジョン・オブ・ソルズベリの『ポリクラティクス』第四卷七章の文章を挙げている。「もし君主の命令が教会の訓戒に一致しないならば、それは無用のものである」⁽⁷⁾ “et inutilis est constitutio principis, si non est ecclesiasticae disciplinae conformis.”⁽⁷⁾ さらに『ポリクラティクス』の本文ではその箇所の直前に次のような文章が置かれている。「法が下したあらゆる判定も、もしそれが神の法の似姿を⁽⁸⁾ 持たないならば、無効である」⁽⁸⁾ “Omnium legum inanis est censura, si non divinae legis imaginem gerat.”⁽⁸⁾

- (6) 君主の依るべき模範を神の正義の鏡から借りる、というこの考え方もジョン・オブ・ソルズベリの考え方に似ている。ジョンは『旧約聖書』申命記第七章十九節を引用する。「世に生存ふる日の間つねにこれを己の許に置いて読み斯くしてその神エホバを畏るゝことを学びこの律法の一切の言葉と是等の法度を守りて行ふべし」⁽⁹⁾ “et habebit secum legetque illud omnibus diebus vitae suae ut discat timere Dominum Deum suum et custodire verba et caerimonias eius quae lege praecepta sunt.”⁽⁶⁾ その上でジョンは言う。「世に生存ふる日の間つねにこれを己の許に置いて読め」と書き加えられている。神の法を守ることに君主がいかに熱心であるべきかを考えよ」“Adicitur ; Et habebit secum, legetque illud omnibus diebus vitae suae. Attende quanta debeat esse diligentia principis in lege Domini custodienda.”⁽¹⁰⁾ ジョンにおいて、君主が守らねばならぬ法とはまずなによりもまさしく申命記の神の法なのであった。またジョンは次のようにもいう。「一般的に言えば、君主は公的権力であり、この地における神の威厳の似姿である」⁽¹¹⁾ “ut eum plerique diffiniunt, princeps potestas publica et in terris quaedam divinae maiestatis imago.”
- (7) この箇所典拠はユスティニアヌスの『勅法彙纂』であり、またジョン・オブ・ソルズベリの『ポリクラティクス』にも引用されているものである。「君主の統治を法の下に置くことは命令権⁽¹²⁾（インペリウム）よりも重要なことである。」“et revera maius imperio est, summittere legibus principatum.”⁽¹²⁾ しかしながらジョンと『勅法彙纂』の文章は全く同一であるが、ヴィンセンティのそれとは一箇所異なった部分がある。ジョンにおいては単に「君主の権力を法の下に置く」となっているのに対してヴィンセンティでは「すべての君主の権力を教会の法の下に置く」となっている。
- (8) A・ビエロフスキ Bielowski はこの箇所を『ティトマルの年代記』第六卷九二節「五六節」と比較せよ、と注記している。その箇所でティトマルはボレスワフが法王庁に貢納を納める義務を負っていたと記している。

従ってもしティトマールの指摘する事が事実であり、しかもそれが封建的臣従を表現するものであるとすれば、ヴィンセンティのこの叙述は法王とボレスワフとの世俗的レベルでの臣従関係を示唆していることになるであろう。しかしながら、ポーランド公の法王に払う貢納が封建的臣従関係の上に立つものであるかどうかについては今日まで見解の分れるところである。⁽¹³⁾

(9) 追従者に対する非難もまたジョン・オブ・ソルズベリが力説するところである。「追従者はあらゆる徳の敵である」⁽¹⁴⁾ “Adulator enim omnis virtutis inimicus est.”

(10) この箇所も、君主を補佐する元老院を設け、それを身体にたとえて、君主を頭とし、元老院を心臓に当たるとするジョン・オブ・ソルズベリの議論と酷似している。⁽¹⁵⁾

(11) ボレスワフの慈悲、農民に対する配慮、妻の執り成しについての記述は、すべて『匿名のガル年代記』の第一卷九章、十二章、十三章、十五章に具体的な記述が存在している。

(12) ビエロフスキはこの箇所の典拠として、キケロの『国家について』*De re publica*の第一卷第十七章の一文を挙げている。「実際、自然が要求する何物をも欠けていない人よりも豊かな人を考えることができようか」。

“quis vero divitiorem quemquam putet quam eum, cui nihil desit, quod quidem natura desideret.”⁽¹⁶⁾ 正義と公正、慈悲、適正な温良、敬神の徳を身につけた人はヴィンセンティにおいて「自然の友」と呼ばれるのである。

ヴィンセンティのボレスワフ論はその他にも、ロシア遠征、一〇〇〇年のオットー三世との会見、ボヘミア出征等の記述が存在しているけれども、それらはほぼ『匿名のガル年代記』の内容を踏襲しているものである。しかし今本稿で紹介した箇所は、その思想内容において、『匿名のガル年代記』の立っている地平とは異なった地点に立っているように思われる。

今までに紹介してきたことから明らかなように、この箇所には、ローマ法のユスティニアヌス法典、さらに、十二世紀ルネサンスの思想家ジョン・オブ・ソルズベリの影響がきわめて明瞭に現われている。君主の支配は君主の恣意で行われてはならず、法に基づくものでなければならぬという観点がまず強調されている。ジョンは言う。「僭主と君主の間の単純な、そして主要な相違は、後者が法に従い法の命ずるところによって人民を支配し、自らを人民の僕とみなすという点にある」⁽¹⁷⁾。ヴァインセンティは言う。「自らを法に拘束された君主と公言することは、王として支配する者の威厳にふさわしい声である。まさしく君主の権威は法の権威に依存している」。

その上で両者ともに、神の法は人の法に勝り、君主は教会の下位に立つべきもの、教会に奉仕する存在であるとする見地に立っている。ジョンは言う。「この剣を君主は教会の手から受けとる。教会自身は全く血の剣を持っていないのではあるが。：教会は肉体的強制を可能とする権力を君主に与え、彼らの手によってこの剣を使用する。そして教会は聖職者の人格において霊的な事柄に対する権限を自らに留保している。それゆえ君主はいわば聖職者の権力の僕であり、諸々の聖なる務の中で僧の手にはふさわしからぬ側面を遂行する者である。というのは、聖なる法の下にある、また聖なる法の執行に関与しているすべての務は正しく宗教的な務であるが、犯罪を罰する務はそれより劣った務であるからである」⁽¹⁸⁾。ヴァインセンティも「あらゆる君主の権力を教会の法の下に置く」べしと主張する。聖・俗両領域における相互の独立とそれぞれの領域での優越を認め合うというよりはむしろ、権威の神聖性において序列が求められるに至ったというべきであろう。神の法の神聖性、超越性はジョンもヴァインセンティもともに共有するところであった。それでは神の法の前には君主の存在は全く何の存在根拠をもたないものであろうか。

ジョンは次のように考える。まず国家(レスプブリカ)における君主は人間の体の頭の部分に譬えられる。そして「生活の最良の案内者」である「自然」がそれ自身の小宇宙である人間のその全感覚を頭に集中させ、他のすべての体の部分を頭に服従するようにしたように、国家の構成員も、頭である君主に服従すべきものとされる。それが自然

の命ずるところである⁽¹⁹⁾と。ヴィンセンティにおいても、正義と公平、敬神の徳を身につけた者は「自然の友」と呼ばれて「欠ける物のない人物」と言われるのである。

以上のようにヴィンセンティの思想的境界はほぼ同時代のイギリスの聖職者、ジョン・オブ・ソルズベリのそれとほぼ重なり合う地点に立っている。その意味においてグレゴリウス改革の依って立つ思想的境位は『匿名のガル年代記』から『ヴィンセンティの年代記』に到ってようやく達せられたといってもよいであろう⁽²⁰⁾。

註

- (1) *Kronika Wielkopolska*, Warszawa 1965, s. 71.
- (2) *Corpus Iuris Civilis*, t. 2. *Codex Iustinianus*, P. Krueger, Weidmann 1970, s. 10.
- (3) *Codex*, *ibid.*
- (4) マダルベルトの生涯については、前掲の拙稿「一〇〇〇年のグニエズノにおけるオットー三世とポレスラフ・フロプリの会見について」一五ページ参照。
- (5) *Codex*, *op. cit.*, s. 68.
- (6) *Ioannis Saresburiensis Episcopi carnotensis polieratici*, New York 1979, *recog. Comm.* Clemens, C. 1 *Webb*, s. 237. (以下単に *Polieraticus* と略記)。ジョン・オブ・ソルズベリの思想については、さしあたり、兼平昌昭「ヨアンニス・サレスベリエンシスとレース・プーブリカ概念」(『西洋史学』八一号、一九六九年)、甚野尚志「ジョン・オヴ・ソルズベリの政治社会論」(『人文学報』58号、一九八五年)、エティエンヌ・シルソン『中世哲学史』(渡辺秀訳、一九四九年)参照。
- (7) *Polieraticus*, s. 251.
- (8) *Ibid.*
- (9) *Vulgata*, t. 1, s. 259. 前掲書、三五八ページ。
- (10) *Polieraticus*, s. 253.
- (11) *Polieraticus*, s. 236.

- (12) *Codex* (I. 14. 4), op. cit., s. 68. *Policraticus*, s. 237.
- (13) S. Krakowski, op. cit., s. 86. 彼はポーランド公がベネトロ 献金を法王庁に納めていたとしても、それはポーランドの封建的従属を意味したことがない。Thietmar, s. 447. *MPH* t. 2. s. 277.
- (14) *Policraticus*, s. 177.
- (15) *Ibid.*, s. 283.
- (16) M. T. Cicero, *De re publica*. Loeb, s. 50.
- (17) "Est ergo tiranni et principis haec differentia sola vel maxima, quod hic legi obtemperat et eius arbitrio populum regit cuius se credit ministrum." (*Policraticus*, s. 235.)
- (18) "Hunc ergo gladium de manu Ecclesiae accipit princeps, cum ipsa tamen gladium sanguinis omnino non habeat. ... cui cohercendorum corporum contult potestatem, spiritualium sibi in pontificibus auctoritate servata. Est ergo princeps sacerdotii quidem minister et qui sacrorum officiorum illam partem exercet quae sacerdotii manibus videtur indigna. Sacrarum namque legum omne officium religiosum et pium est, illud tamen inferius, quod in penis criminum exercetur." (*Policraticus*, s. 239.)
- (19) "In quo quidem optimam vivendi ducem naturam sequimur, quae microcosmi sui, id est, mundi minoris, hominis scilicet, sensus universos in capite collocavit, et ei sic universa membra subiecit." (*Policraticus*, s. 235.)
- (20) 言ひまでもなくヴァイセンティン・オブ・ソルズバリの間に全く相違する点が見られないというのではない。ジーンにおいては慣習法への評価が低いのに対してヴァイセンティンにおいては祖父伝来の慣習へのポジティブな評価が存在している。両国におけるキリスト教的伝統の深さの相違、国際的状況の相違もなにはどうかこの問題に関与しているかもしれない。しかしこれらの問題については稿を改めて論じることが必要である。

一九八七年七月七日 拙筆

略 記 法

MPH = *Monumenta Poloniae Historica*, 1-9. Kraków. 1864-1893.

MGH SS = *Monumenta Germaniae Historica, Scriptores*, Hannover. 1826. nn